

政令第 号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「次回」の下に「及び次々回」を加える。

附 則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

理 由

電気工事士試験の学科試験に合格した者に対してその申請により免除する当該学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験の範囲を改める必要があるからである。